

Japan tax alert

EY税理士法人

消費税10%への 引上げ再延期

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

平成28年6月1日の記者会見で、安倍晋三首相が平成29年4月1日に予定されていた消費税10%への引上げの再延期を表明しました。

消費税の引上げについては、平成24年8月22日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第68号。以下「抜本改革法」）において、平成26年4月1日に8%へ、平成27年10月1日に10%への二段階での引上げが、いわゆる「景気判断条項」(*)付きで規定され、第一段階目の8%への引上げは、規定どおり平成26年4月1日に実施されました。

第二段階目の10%への引上げは、経済状況等を総合的に勘案し、平成29年4月1日に延期される法改正が行われました。この改正に合わせて「景気判断条項」が削除され、同日に実施されることが見込まれていたところです。

しかしながら、今般、世界経済が大きなリスクに直面しているなか政策対応を進めていく上で、内需を腰折れさせかねない消費税の引上げは延期すべきである、との結論に至ったことが会見で示されました。

10%引上げへの延期時期

消費税10%への引上げは、現在引上げ施行日とされている平成29年4月1日の2年半後の平成31年10月1日に再延期されることが、会見で示されました。今回の再延期のため、法改正が進められることが見込まれます。

軽減税率導入、経過措置への影響

軽減税率は10%引上げ(再延期)の際に導入することが会見で示されました。また、再延期に伴い、消費税引上げ時の経過措置の指定日についても、延期されることが見込まれます。

(*) 景気判断条項とは、消費税の税率引上げにあたっては、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、実施することが定められたもので、抜本改革法附則第18条3項をいいます。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160602

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp